

# 一般社団法人 沖縄県測量建設コンサルタンツ協会

## 賛助会員入会案内

平素は、一般社団法人 沖縄県測量建設コンサルタンツ協会（以下協会）の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当協会は、測量及び建設コンサルタント業に係る調査研究、研修会等の開催、普及啓発に関する事業を行い、測量及び建設コンサルタント業界の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、安全安心な社会資本整備の推進に貢献し、もって産業の発展及び県民福祉の高揚に寄与することを目的として設立された協会です。平成29年7月に創立50周年を迎えました。

現在、測量設計業や企画・調査を専門とする会員企業80社が加盟しており、4つの委員会、9つの分科会で協会の諸事業を進めております。

さて、この度本協会は、協会事業の更なる推進のため、協会事業の目的及び事業に賛同する団体や個人に対し広く賛助会員を募集することといたしました。

### [賛助会員の特典]

- ・本協会が発行し会員や官公庁に配布している会員名簿・賛助会員名簿に会社名等の掲載。
- ・本協会が発行する協会誌「けんこん」への賛助会員名簿の掲載及び配布。
- ・本協会総会後等の懇親会への参加。
- ・賛助会員が主催する研修会・講習会等の本協会会員への周知・案内。

一般社団法人 沖縄県測量建設コンサルタンツ協会の活動と目的にご賛同いただき、賛助会員としてご入会賜りますようお願い申し上げます。

### [賛助会員の会費]

年会費として 50,000円

# 一般社団法人沖縄県測量建設コンサルタント協会賛助会員規程

平成30年7月1日制定

令和4年4月1日改訂

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人沖縄県測量建設コンサルタント協会（以下「本会」という。）定款第5条に規定する賛助会員について必要な事項を定める。

## (資格)

第2条 本会の目的に賛同し、維持発展に寄与する団体及び個人とする。

2 賛助会員資格の有効期間は、入会承認日の翌日から翌年の3月31日までとする。

3 前項に定める有効期間は、賛助会員または本会から申し出が無い限り、1年間の自動更新とする。

## (入会)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、本会の定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

## (会費)

第4条 賛助会員は、年会費として毎年50,000円を支払うものとする。その金額は、入会年月日に関わらず一律とする。

2 賛助会費は、初年度入会申込時に支払うこととし、次年度以降は年度明けの4月30日までに納入するものとする。

3 決められた納期から6ヶ月以上納入義務を怠った場合は、第7条(3)(除名)の対象とする。

## (特典)

第5条 賛助会員は次のような特典を受けることができる。

(1) 本会が発行する会員名簿・賛助会員名簿に会社名等を掲載

(2) 本会が発行する協会誌「けんこん」への賛助会員名簿の掲載及び配布

(3) 本会総会後等の懇親会への参加

(4) 賛助会員が主催する研修会・講習会等の本会会員への周知・案内

## (退会)

第6条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本会に届出るものとする。

但し、納入した年会費は返納しない。

(除名)

第7条 本会は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款に反する行為を行った賛助会員
- (2) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (3) 会費の納入を怠った賛助会員
- (4) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をした賛助会員

(その他)

第8条 この規定に定めのない事項については、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。(規程の制定)
- 2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(一部改訂)